

職員によるパソコン賃借料の不適正処理及び懲戒処分について

職員によるデータ読取用パソコン等の賃借における不適正な支払事務が判明し、調査の結果を踏まえ、当該職員を処分しましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
保健福祉局	主事	28歳	男	戒告

(管理監督者)

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
保健福祉局	課長	53歳	男	厳重注意
保健福祉局	担当課長	56歳	女	厳重注意
保健福祉局	課長補佐	44歳	男	厳重注意
保健福祉局	主査	52歳	女	厳重注意

2 処分年月日

平成30年3月27日（火）

3 事案の概要

当該職員は、平成29年3月に、予防接種の接種歴管理を行うためのデータ読取用パソコン等の賃貸借（平成29年3月～平成34年2月の長期継続）契約について、事業者との契約事務が完了していないまま失念し、平成28年度分に関して、出納整理期間である平成29年5月末までに平成29年3月分の支払いを行わなかった。

その後、事業者からの支払いの請求に対し、公費支払の事務手続きを行わず、平成29年3月分の請求について平成29年12月26日に私費による支払いを行った

また、平成29年度分に関しても、支払い事務が遅延し、本来毎月毎に支払うべきところ、平成29年4月から12月分の9か月分について、平成30年1月23日にまとめて支払いを行った。

4 判明した経緯等

平成30年1月9日に契約事業者から、支払の約束をした日に入金がないため、確認したいとの連絡が入り、調査したところ、平成28年度3月分から平成29年度分の支払の手続きが進められていないほか、平成28年度分については自費で支払っていたことが判明した。

5 私費払いへの対応

平成30年2月26日に事業者に対して説明し、謝罪した。私費払いとなっていた契約については、平成30年3月8日に市会計から公費による支払いを行った。

6 再発防止の取組み

- (1) 定期的に支払事務を確認するとともに、決算時に、金額等の確認を複数で行うなど、支払事務のチェック体制を強化する。
- (2) 会計処理に係る適正な事務取り扱いについて、研修等により周知徹底し、再発防止に努める。